

「さざ波の家」生ごみ処理機 利用要領

(目的)

第1条 この要領は、諏訪市がさざ波の家に設置する、生ごみ処理機（以下「処理機」という）の利用に関して必要な事項を定めるものである。

(利用資格)

第2条 処理機を利用できる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。
ただし、市長が特に認める場合については、この限りではない。

- (1) 諏訪市内に住所を有する者であること。
- (2) 事業活動に伴って生じる生ごみの排出者でないこと。

(利用申込)

第3条 処理機の利用を希望する者は、氏名および住所等を証明できる書類（運転免許証・健康保険証等）を提示し、「生ごみ処理機利用申込書」を市長に提出しなければならない。

(利用の許可)

第4条 市長は、前条の規定による申し込みがあった場合は、利用目的その他が適当であると認めるときは、「諏訪市生ごみ処理機利用者証」（以下「利用者証」）を交付する。

(利用日及び利用時間)

第5条 処理機の利用日は、「さざ波の家」の開所日とする。

- 2 処理機を利用できる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 ただし、市長が必要と認める場合はこれを変更することができる。

(利用方法)

第6条 利用者は、生ごみ処理機の利用にあたって、別に定める「利用上の注意事項」を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、処理機の利用について、さざ波の家の職員の指示に従わなければならない。

(利用許可の取り消し)

第7条 市長は、利用者が「利用上の注意事項」を遵守しない場合、又はさざ波の家の職員の指示に従わない場合は、利用者証の返還を求めることができる。

- 2 利用者は、市外へ転出した場合は、速やかに利用者証を返還しなければならない。

(利用許可証の紛失、亡失)

第8条 利用者証を紛失又は亡失した場合には、利用者は速やかに生活環境課に届け出なければならない。

(利用者証の制限)

第9条 利用者証の発行は、1世帯につき1枚とする。

- 2 利用者証の他人への貸与・譲渡を行ってはならない。

(利用者証の再発行費用)

第11条 利用者証の再発行にあたっては、1枚200円を徴収する。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。